

助成金の交付に関する規程

(昭和50年7月7日)

最近改正 令和6年2月22日

(総則)

第1条 公益財団法人車両競技公益資金記念財団（以下「本財団」という。）は、本財団定款第4条第1項第1号から第4号に掲げる事業（以下「各事業」という。）において、この規程の定めるところにより助成金を交付する。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「助成事業」とは、助成金の交付を決定した事業をいう。
- (2) 「申請事業」とは、助成金の交付を受けようとする事業をいう。
- (3) 「申請事業者」とは、助成金の交付を申請する法人又は団体等をいう。
- (4) 「特定の者」とは、別表1に掲げる者をいう。
- (5) 「助成事業者」とは、第8条の規定に基づき交付決定した法人及び団体等をいう。
- (6) 「公益団体」とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業を行う法人及び団体をいう。
- (7) 「取得物件」とは、次に掲げる一に該当するものをいう。
 - ア 高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業において助成金で購入した器材
 - イ 社会福祉施設等の整備に対する助成事業において助成金で補修改善した建物の箇所及び設備等
 - ウ 医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業において助成金で購入した機器類等（消耗品を除く。）
 - エ 災害復旧援護活動その他の公益の増進を目的とする事業に対する助成事業において助成金で購入した機器・備品等（消耗品を除く。）
- (8) 「貸付け」とは、助成金で取得した物件又はその使用する権利等を有償無償にかかわらず条件を定め他の法人及び団体に貸与等することをいう。

(助成事業の選定基準)

第3条 助成事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 申請事業の計画及び実施方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (2) 助成がなくては、その申請事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。

- (3) 申請事業が営利を目的としないものであること。
- (4) 申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。

(助成基準)

第 4 条 各事業の助成基準は、審査委員会の審議を経て事業ごとに理事長が別に定める。

(申請事業者)

第 5 条 申請事業者は、次の各号に掲げる事項に該当する者でなければならない。

- (1) 申請事業の計画に従って遂行する能力があると認められること。
 - (2) 原則として公益団体であって法人格を有すること。ただし、申請事業が第 4 条に定める基準に適合し、かつ公益の増進に著しく寄与すると認められる場合は、その限りとし
ない。
 - (3) 反社会的勢力でないこと。
 - (4) 宗教活動、政治活動を目的とする法人及び団体でないこと。
 - (5) 自治会、町内会その他これらに準ずる活動を行う団体でないこと。
 - (6) 助成事業の助成を受け、当該助成事業の助成金の額の確定日の属する事業年度（国の
会計年度）の末日の翌日から起算し、別表 2 に定める期間を経過していること。
 - (7) その他申請事業者として、不相当と認められる行為がなかったこと。
- 2 申請事業者は、申請事業が交付決定となった場合は、本規程を遵守し助成事業を実施しな
なければならない。

(欠格事由)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次の掲げる各号の一に該当する法人又は団体は、本財団
が定める期間においては助成金の交付を受けることができない。ただし、本財団が特に認め
た場合はこの限りとしない。

- (1) 交付決定後において第 3 条及び第 5 条の各号に該当しない事実が判明した助成事業者
 - (2) 第 19 条及び第 20 条の規定に違反した助成事業者
 - (3) 第 23 条の第 1 号、第 4 号から第 6 号に該当し助成金の取り消しになった助成事業者
- 2 前項各号の一に該当し、助成金を受けることができない期間は別表 3 に定める。

(交付申請)

第 7 条 申請事業者は、助成事業実施計画申請書に次の各号に掲げる書類を添えて本財団に
申請するものとする。ただし、本財団が特に認めた場合には、添付書類の一部を省略するこ
とができる。

- (1) 助成事業の収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及びそれに準ずる書類

- (3) 役員名簿
- (4) 前年度の収支が記載された決算書
- (5) その他本財団が特に必要と認めた場合の関係書類

(助成金交付の審査及び決定)

第 8 条 本財団は、前条に規定する申請を受理した場合は、当該申請を審査し、必要に応じて調査等を行い、理事会が助成金の交付の決定をするものとする。

(助成金の交付決定通知)

第 9 条 本財団は、前条により助成金の交付を決定した場合は、助成事業者に対し、助成金の限度額、交付の条件及び支払の方法等所要の事項を通知するものとする。

2 助成事業者は、前項の通知を受けたときは、助成事業の実施に関する誓約書を遅滞なく本財団に提出しなければならない。

(助成金の支払区分)

第 10 条 助成金の支払区分は、精算払、分割払及び前金払とする。

(助成金の支払の申請及び支払)

第 11 条 助成事業者は、助成金の支払を申請するにあたって精算払による場合は、証拠書類の写し、分割払又は前金払の方法による場合は、分割払又は前金払を必要とする理由及び経費の明細書等必要な書類を添えた申請書を本財団に提出するものとする。

2 前項による申請書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて調査等を行い、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を支払うものとする。

(助成金の目的外使用禁止及び経理区分)

第 12 条 助成事業者は、交付された助成金を当該助成事業以外の用途に使用してはならない。

2 助成事業者は、助成事業に関する経理については、原則として他の経理と区分して処理しなければならない。ただし、やむを得ない事由により本財団が特に認めた場合はこの限りとしない。

(善良なる管理者の注意)

第 13 条 助成事業者に対しては、第 9 条第 1 項の規定に基づく助成金の交付決定通知に記載されている事項及び助成事業実施に関する誓約書を徴求し、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行わせるものとする。

(助成事業者の代表者等の変更)

第14条 助成事業者が次の各号の一に該当した場合は、遅滞なく変更事項を記載した書面をもって本財団に届出なければならない。

- (1) 助成事業者の名称、所在地、目的、代表者及び事業の変更並びに解散
- (2) 助成事業者の助成事業に係る不動産等の登記・登録事項の変更
- (3) 助成事業者の法人格に関する変更(団体の法人格取得、法人の法人格喪失、組織変更・組織再編など)

2 前項の届出をするときは、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体にあつては代表者の印鑑登録証明書
- (2) 法人にあつては登記簿謄本及び法人の印鑑登録証明書

(助成事業の計画の変更)

第15条 助成事業者は、第9条第1項の規定に基づく助成金の交付決定通知に記載されている事項の変更を求める場合は、あらかじめ変更の理由及び経費の積算を記載した申請書を提出して本財団の承認を受けなければならない。

(助成事業の進捗中における調査、報告)

第16条 本財団は、必要のあるときは随時助成事業の実施状況を調査し、又は報告を徴することができるものとする。

(助成事業の完了報告書)

第17条 助成事業者は、助成事業の完了後2ヶ月以内に助成事業の完了報告書を本財団に提出しなければならない。

2 前項に規定する助成事業の完了日は、助成事業ごとに別表4に定める。

(助成金の額の確定等)

第18条 本財団は、完了報告書を受けた場合は、当該助成事業の実施内容及び収支決算を監査し、適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、助成事業者に通知するとともに取得物件がある場合は、その管理方法を併せて通知するものとする。

2 前項の監査は、関係書類その他必要な資料を提出させて行うほか、必要であると認めるときは、本財団の役職員が実地監査を行うものとする。

3 前項の実地監査を行うときは、あらかじめ助成事業者に期日その他必要な事項を通知するものとする。

(取得物件の管理期間)

第19条 取得物件の管理期間は、助成金の額の確定(以下「助成事業確定」という。)の日の属する年度(国の会計年度)の終了後5年間とする。ただし、本財団が必要と認めた場合に

においては、その期間を延長又は短縮することができる。

(取得物件の管理及び処分)

第20条 助成事業者は、取得物件を第19条に定める期間中、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 本財団は、前条に規定する期間において必要であると認めるときは、その管理状況を調査することができるものとする。
- 3 助成事業者は、前条に規定する期間内において、取得物件を譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、若しくは改廃しようとするときは、その理由を記載した承認申請書を本財団に提出し、承認を受けなければならない。

(助成事業確定後の監査)

第21条 本財団は、助成事業確定後5年間において、助成事業の実施の適否及びその成果等に関する事項について、必要があると認めるときは、当該助成事業を監査することができるものとする。

- 2 助成事業者は、前項に定める期間内は、助成事業に係る帳簿及び証拠書類を保有しておかななければならない。
- 3 本財団は、第1項に定める監査を行うときは、あらかじめ助成事業者に期日その他必要な事項を通知するものとする。
- 4 本財団は、監査の結果、助成事業の実施状況及びその成果が著しく不相当と認めるときは、助成事業者に対し、所要の措置を命ずることができるものとする。

(無体財産権の取得等に関する報告)

第22条 助成事業者は、助成事業により特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権又は著作権（以下「無体財産権」という。）を取得しようとするときは、本財団に報告するものとする。

- 2 助成事業者は、第18条第1項に定める助成金の額の確定後5年までの期間内において無体財産権を譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ本財団の承認を受けなければならない。

(助成金交付決定の取消等)

第23条 本財団は、助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の申請に不正の事実があった場合
- (2) 助成事業を中止した場合
- (3) 助成事業を遂行する見込がなくなると認められた場合
- (4) 第5条の各号の要件に適合すると認められなくなった場合

- (5) 第14条に規定する変更によって、助成事業者の支配権に変動があった場合、又は助成事業の計画に従って当該事業を遂行する能力を失ったと認められる場合
 - (6) 第18条第1項及び第21条第1項に規定する監査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合
 - (7) その他この規程に違反したと認めた場合
- 2 前項の規定は、助成金の額の確定後においても適用することができるものとする。

(助成金の額の確定後の助成金の返還)

第24条 助成事業者は、第18条第1項の規定により助成金の額を確定した時に、第10条の規定に基づく分割払及び前金払により、すでに助成金の額の確定額を超える助成金の支払いを受けているときは、本財団が定める期限までに交付決定した助成金額から助成金の額の確定をした金額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 2 助成事業者は、第20条第3項の規定により物件を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を本財団に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前条の規定に基づく助成金の交付の決定の取り消しを受けた場合、当該取り消しに係る助成金について、その全部又は一部を返還しなければならない。
- 4 前2項に係る事由に関して本財団が特に返還の必要がないと認めた場合は、この限りとならない。

(助成金交付の辞退)

第25条 助成事業者は、第9条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を遅滞なく本財団に提出しなければならない。

(延滞金)

第26条 助成事業者は、助成金の返還を求められ、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき別表5に定める割合で計算した延滞金を本財団に納めなければならない。

- 2 本財団は、前項において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第27条 助成事業者は、当該建築物等の適当な箇所に本財団が指示する標識を掲示するものとする。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和50年7月7日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、昭和52年8月3日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、平成23年4月27日から施行する。

(平成23年4月27日理事会)

附 則

改正後のこの規程は、令和5年9月21日から施行する。

(令和5年9月21日理事会)

附 則

1 改正後のこの規程は、令和5年度第4回理事会（令和6年2月22日）の議決の日から施行し、令和6年度申請事業及び助成事業から適用する。

2 令和5年度事業より以前に交付決定した助成事業については、なお従前の例による。

(令和6年2月22日理事会)

別表1 「特定の者」(第2条関係)

<p>(1) 特別の利益を与えてはならない法人の関係者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 助成事業者の理事、監事又は使用人 2 助成事業者が一般社団法人である場合にあっては、その社員又は基金の拠出者 3 助成事業者が一般財団法人である場合にあっては、その設立者又は評議員 4 前三号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 5 前各号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 6 前二号に掲げる者のほか、第一号から第三号までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 7 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成十九年内閣府令第六十八号)」で定めるもの。
<p>(2) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動(公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体 2 社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類するものとして「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成十九年内閣府令第六十八号)」で定める者(以下この号において「社員等」という。)の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

別表2 「助成事業の助成を受け、当該助成事業の助成金の額の確定日の属する事業年度(国の会計年度)の末日の翌日から起算した期間」(申請事業者)第5条第1項第6号関係

助成事業名(定款第4条)	助成事業の助成を受け、当該助成事業の助成金の額の確定日の属する事業年度(国の会計年度)の末日の翌日から起算した期間
高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業	2年間
社会福祉施設等の整備に対する助成事業	5年間
医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業	5年間
災害復旧援護活動その他の公益の増進を目的とする事業に対する助成事業	事業ごとに理事長が定める期間

別表3「助成金を受けることができない期間」(欠格事由) 第6条第2項関係

欠格事由	具体的な事由	欠格期間
(1) 交付決定後において第3条及び第5条の各号に該当しない事実が判明した助成事業者	第3条関係 (1) 申請事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものでなかった場合 (2) 助成がなくしては、その申請事業の効果を十分に発揮できないと認められなかった場合 (3) 申請事業が営利を目的とした場合 (4) 申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められた場合 第5条関係 (1) 申請事業の計画に従って遂行する能力がないと認められた場合 (2) 申請事業が第4条に定める基準に適合しない場合	3年間
	第5条関係 (7) 申請事業者として、不適当と認められる行為があった場合	3年以上
(2) 第20条第3項の規定に違反した助成事業者	第20条関係 助成事業者が第20条第3項に規定する本財団の承認を受けなかった場合	5年間
(3) 第23条の1号、第4号から第6号に該当し助成金の取り消しになった助成事業者	第23条関係 助成事業者が次の各号の一に該当し、助成金の全部又は一部の交付の決定が取り消しになった場合 なお、助成金の額の確定後においても適用する。 (1) 助成金の交付の申請に不正の事実があった場合 (2) 助成事業を中止した場合 (3) 助成事業を遂行する見込がなくなると認めた場合 (4) 第5条の各号の要件に適合すると認められなくなった場合 (5) 第18条第1項及び第21条第1項に規定する監査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合 (6) その他この規程に違反したと認めた場合	5年間
(4) 第24条に違反した助成事業者	第24条関係 1 助成事業者が、第18条第1項に規定する助成金を返還しなかった場合 2 助成事業者が、第20条第3項に規定する物件を処分したことによる収入があり、その収入の全部又は一部を本財団に返還しなかった場合 3 助成事業者が、第23条の規定に基づく助成金の交付の決定の取り消しを受け、当該取り消しに係る助成金について、その全部又は一部を返還しなかった場合	返還のあった日の翌日から起算して3年間又は返還のない場合は永久

別表4「助成事業の完了日」(助成事業の完了報告書)第17条第2項関係

助成事業名(定款第4条)	助成事業の完了日
高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業	交付決定した機器の最終納品日
社会福祉施設等の整備に対する助成事業	交付決定した工事の完了届日
医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業	交付決定通知書に記載した完了期限
災害復旧援護活動その他の公益の増進を目的とする事業に対する助成事業	交付決定通知書に記載した完了期限又は当初の計画を達成し活動を終了した日

別表5「延滞金の割合」(延滞金)第26条関係

項目	割合
延滞金	政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条第一項の規定に基づき定められた率に準拠する。